

---

## **第3編 地震・津波災害対策編**

---



---

# **第1部 災害予防計画**

---



## 第1部 災害予防計画の構成

### 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためにには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。

ここでは、地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

- 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進
- 第2節 津波災害防止対策の推進
- 第3節 防災構造化の推進
- 第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）
- 第5節 公共施設の災害防止対策の推進
- 第6節 危険物災害等の防止対策の推進
- 第7節 地震・津波防災研究の推進

### 第2章 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

ここでは、地震・津波災害応急対策の事前の備えについて定める。

- 第1節 防災組織の整備
- 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備
- 第3節 地震・津波観測体制の整備
- 第4節 消防体制の整備
- 第5節 避難体制の整備
- 第6節 救助・救急体制の整備
- 第7節 交通確保体制の整備
- 第8節 輸送体制の整備
- 第9節 医療体制の整備
- 第10節 その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備

### 第3章 住民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

ここでは、住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

- 第1節 防災知識の普及啓発
- 第2節 防災訓練の効果的実施
- 第3節 自主防災組織の育成強化
- 第4節 防災ボランティアの育成強化
- 第5節 企業防災の促進
- 第6節 要配慮者の安全確保



## 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

### 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本町は、地震時において、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

#### 第1 土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒避難体制の整備等については、第2編第1部第1章第1節「土砂災害等の防止対策の推進」に準ずる。

#### 第2 液状化災害の防止対策

##### 1 法令遵守の指導

町は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

##### 2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。また、地震災害時には、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、町は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、地盤改良等の液状化対策を推進する。

##### 3 液状化対策手法の周知

町は、これまで、液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれへの技術的対応方法等については、住民や関係方面への周知に努める。

#### 第3 農地災害の防止対策

##### 1 農地災害の防止対策

町は、ため池等の老朽化した農業施設については、緊急度の高い箇所から優先的に改修工事をを行い、防災力の向上に努める。

また主要な施設については、定期的な点検を行い、必要に応じて耐震化の診断をするなど、

地震時に備えた対策を推進する。

## 2 危険箇所の把握及び情報周知

町は、ため池などが地震により決壊した場合、人命に関わる被害が想定される施設について、浸水想定区域などを把握するための調査を行う。

町は、得られた調査結果に基づき、危険箇所の情報を町の防災マップ等に明示し、地域住民へ周知する。

## 第2節 津波災害防止対策の推進

県は、津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

町は、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

### 第1 津波災害予防の基本的な考え方

#### 1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急指定避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

#### 2 過去に遡った津波の想定

津波の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査する。

#### 3 津波想定に係る留意点

自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じ得る地域差の大きな災害であることを念頭におく必要がある。

### 第2 津波に強いまちづくり

#### 1 津波に強いまちの形成

- (1) 町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- (2) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (3) 町は、行政関連施設、要配慮者にかかる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- (4) 町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (5) 町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (6) 町は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

## 2 避難関連施設の整備

- (1) 町は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によつてはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 町等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどによ

り、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。

- (4) 町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

### 3 建築物の安全化

- (1) 町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

## 第3 津波災害の防止対策

### 1 海岸保全施設整備事業の推進

本町は、沖永良部島の北東部の海岸線を有し、その大部分は天然海岸である。住家が海岸線まで迫っている箇所もあり、津波発生時には被害を受けやすい状況にある。このため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

本町の高潮、津波危険地域は、資料2-4のとおりである。

### 2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

町又は県は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、地震及び津波災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

## 第4 津波災害危険予想地域の把握

### 1 津波被害予測調査結果等の周知

本町の津波災害に係る危険性については、県地震等被害予測調査（平成24～25年度）により、奄美群島太平洋沖（南部）地震の場合に、27分以内に7mを超える津波が予想されている。このため、あらゆる機会を使って、予測結果の住民への周知に努める。

### 2 津波危険の把握

町は、被害が予想される町の津波災害危険予想地域の把握に努める。また、沿岸地域ごとに次の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握  
(2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難路上の障害物の有無の把握

- (3) 指定緊急避難場所（資料5－1参照）等の配置状況や堅牢度等の調査
- (4) 避難所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

## 第5 津波災害に対する広報・避難体制の整備

### 1 避難の勧告指示の伝達・広報体制の整備

地震時、津波に関する避難勧告・指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線同報系、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、有線テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。具体的な住民等への伝達・広報体制の整備方法は、第2編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

### 2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する場合もあるので、町は、地震時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所、避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、高地に避難するに際して、最小の経路で避難できるような経路を指定し、避難所の適正配置状況や安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。具体的な避難体制の整備方法は、第2編第1部第2章第5節「避難体制の整備」に準ずる。

## 第6 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

### 1 各種広報媒体を活用した津波広報

町は、広報紙、パンフレット、防災マップ（地震防災マップ・津波避難経路図）、有線テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。具体的な防災意識啓発の推進方策は、第2編第1部第3章第1節「防災知識の普及啓発」に準ずる。

### 2 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い地域では、津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

## 第3節 防災構造化の推進

町内の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、適正な土地利用を推進し、地震・津波災害に備えた安全な環境の整備を推進する。

### 第1 建築物の不燃化耐震改修の推進

#### 1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

#### 2 消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

#### 3 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

町は、消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

#### 4 その他の地震火災防止事業

町は、地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、地震火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

### 第2 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

#### 1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、地震・津波災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、特に地震火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、町は、地震・津波災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

#### 2 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町は、公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山間部などの斜面地等については、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系

的な整備・保全を推進する。

### 3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に、大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積を行う岸壁、ヘリポート、避難広場等を一体的に備えた広域防災拠点を確保する。

## 第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

### 1 擁壁の安全化

町は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

### 2 ブロック塀等の安全化

町は、パンフレット（「和泊町耐震診断・耐震改修のすすめ」等）の配布や建築物防災週間等において、新設のブロック塀等の落下や倒壊防止などの安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を指導する。

### 3 窓ガラス等落下物の安全化

町は、年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い地域については、特にその指導に努める。

## 第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

### 第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

#### 1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

- (1) 町の庁舎、消防等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

- (2) 乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。
- (3) 大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、役場庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

#### 2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町は、液状化危険度の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

### 第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

#### 1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

- (1) 耐震診断の必要性の啓発  
既存建物については、パンフレットの配布や、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設する他、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。
- (2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 住民に対する指導啓発内容

- ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進
- ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- エ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

**2 特殊建築物等の安全性の確保**

病院、旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（「火災予防週間」と協調して実施）において、消防署等の協力を得て防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保に対して積極的な指導を推進する。

## 第5節 公共施設の災害防止対策の推進

水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、公共施設の的確な維持管理に努め、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

### 第1 水道施設の災害防止

#### 1 地震に強い水道施設・管路施設の整備の推進

水道施設は生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、地震に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により被害発生の抑制と影響の最小化を図り、地震災害に強い水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

- (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- (2) 既存施設の耐震化の推進を図る。
- (3) 水道管路図等の整備を行う。
- (4) 施設の被害調査等に必要な器材の整備を行う。
- (5) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

#### 2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

### 第2 その他のライフライン施設の災害防止

町は、電気・ガス・通信等事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、災害防止対策の推進に努める。

### 第3 港湾・漁港施設の災害防止

#### 1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、地震・津波災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送に充てられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

## 2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港において、耐震強化岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備に努め、地震・津波災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

## 第6節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるよう預防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

### 1 危険物災害の防止

町又は消防署は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

### 2 高圧ガス施設の災害防止

町は、高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、当該高圧ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

## 第7節 地震・津波防災研究の推進

町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び津波防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

### 1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動、液状化及び津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、機能障害の予測等について県の協力を得て調査研究に努める。

### 2 地域危険度の調査研究

町は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

## 第2章 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え

### 第1節 防災組織の整備

地震・津波が発生した場合、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

### 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

大規模な地震・津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、平常時から、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

## 第3節 地震・津波観測体制の整備

地震・津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

### 第1 地震・津波観測体制の整備

#### 1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震・津波災害に関する気象業務体制の整備充実を図る。

##### (1) 観測施設の整備充実

県内及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計や津波観測施設などを適切に整備配置し、地震観測及び津波観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

##### (2) 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達体制等の整備

津波警報等、地震・津波に関する情報等を迅速かつ的確に発表し、関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

##### (3) 地震・津波関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、津波警報等及び地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

#### 2 主要関係機関における地震・津波観測体制の整備

町及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、雨量計、水位計等の整備充実を図る。

### 第2 震度情報ネットワークシステムの活用

消防庁、県、市町村をネットワークで結び、県内各地に配備した計測震度計を利用し、県内市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

震度情報ネットワークシステムの概要及び運用方法は、本編第2部第2章第1節「津波警報等、地震・津波に関する情報の収集・伝達」のとおりである。

## 第4節 消防体制の整備

地震や津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第4節「消防体制の整備」に準ずる。

## 第5節 避難体制の整備

地震・津波災害時には、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時等における町が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第5節「避難体制の整備」に準ずる。

## 第6節 救助・救急体制の整備

地震・津波発生時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が同時多発的に発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

### 第1 救助・救急体制の整備

#### 1 関係機関等による救助・救急体制の整備

地震・津波災害時には斜面崩壊や多数の建物被害が発生し、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助・救急体制の整備に努める。

##### (1) 町（消防本部を含む。）の救助・救急体制の整備

ア 消防本部及び消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、町内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の運送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 地震・津波災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

##### (2) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

#### 2 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、県の「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

#### 3 住民の救助・救急への協力

地震・津波災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、住民は、日頃から町等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

## 第2 救助・救急用装備・資機材の整備

具体的な整備計画については、第2編第1部第2章第6節「救助・救急体制の整備」に準ずる。

## 第7節 交通確保体制の整備

地震・津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

## 第8節 輸送体制の整備

地震・津波災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第8節「輸送体制の整備」に準ずる。

## 第9節 医療体制の整備

地震・津波災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第9節「医療体制の整備」に準ずる。

## 第10節 その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備

町は、その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

具体的な計画については、第2編第1部第2章第10節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

## 第3章 住民の防災活動の促進

### 第1節 防災知識の普及啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及啓発を推進する。

なお、防災知識の普及啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第1節「防災知識の普及啓発」に準ずるが、地震・津波に関する基礎知識、津波警報等や地震・津波に関する情報の内容、緊急地震速報（警報）や津波警報等を見聞きした際の対応行動等について普及啓発を推進する。

### 第2節 防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各自目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第2節「防災訓練の効果的実施」に準ずるが、地震・津波に関する防災訓練の実施にあたって、訓練シナリオを行う場合には、緊急地震速報（警報）や津波避難を取り入れるなど、対応行動の習熟を図るよう努める。

### 第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という自覚の下、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識をもって行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし

又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えられるように指導する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第3節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。

## 第4節 防災ボランティアの育成強化

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第4節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

## 第5節 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

このため、町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

## 第6節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害をもつ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、町及び防災関係機関は、平素から要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第6節「要配慮者の安全確保」に準ずる。



---

## **第2部 災害応急対策**

---



## 第2部 災害応急対策の構成

<b>第1章 活動体制の確立</b>	
<p>地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。</p>	<p>第1節 応急活動体制の確立      第2節 情報伝達体制の確立      第3節 災害救助法の適用及び運用      第4節 広域応援体制      第5節 自衛隊の災害派遣      第6節 技術者、技能者及び労働者の確保      第7節 ボランティアとの連携等</p>
<b>第2章 初動期の応急対策</b>	
<p>地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。</p>	<p>第1節 津波警報等、地震・津波に関する情報の収集・伝達      第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達      第3節 広報      第4節 消防活動      第5節 危険物の保安対策      第6節 水防・土砂災害等の防止対策      第7節 避難の勧告・指示、誘導      第8節 救助・救急      第9節 交通の確保・規制      第10節 緊急輸送      第11節 緊急医療      第12節 要配慮者への緊急支援</p>
<b>第3章 事態安定期の応急対策</b>	
<p>地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ち着いてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。</p>	<p>第1節 避難所の運営      第2節 食料の供給      第3節 応急給水      第4節 生活必需品の給与      第5節 医療      第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策      第7節 動物保護対策      第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策      第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等      第10節 住宅の供給確保      第11節 文教対策      第12節 義援金・義援物資等の取扱い      第13節 農林水産業災害の応急対策</p>

**第4章 社会基盤の応急対策**

電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう、対策を講ずる。

- 第1節 電力施設の応急対策
- 第2節 ガス施設の応急対策
- 第3節 水道施設の応急対策
- 第4節 電気通信施設の応急対策
- 第5節 道路・河川等公共施設の応急対策

## 第1章 活動体制の確立

### 第1節 応急活動体制の確立

地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

#### 1 災害対策本部設置前の初動体制

##### (1) 情報連絡体制の確立

町内に震度4の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

##### (2) 災害警戒本部の設置

ア 町内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたときは、災害警戒本部を設置する。

イ 災害警戒本部に本部長を置き、本部長は総務課長をもって充て、その指揮のもとに災害警戒要員を置き、総務課職員をもって充てる。

#### 2 町災害対策本部の設置

##### (1) 町災害対策本部の設置又は廃止

ア 町災害対策本部の設置

(ア) 町は、町内に震度6弱以上の地震が発生したとき、又は津波が発生し、町内全域にわたり大きな被害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められるとき。

(イ) 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(ウ) 町内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。

イ 町災害対策本部の廃止

町内において、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

ウ 町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

##### (2) 現地災害対策本部の設置又は廃止

ア 町は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認める

とき、現地災害対策本部を設置する。

#### イ 現地災害対策本部の廃止

町は、現地災害対策本部の事務が終了したと認めるとき、現地災害対策本部を廃止する。

### 3 災害対策本部の組織及び動員方法

町災害対策本部の設置、組織及び動員方法等については、第2編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ町長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

### 4 職員の緊急動員

#### (1) 勤務時間中における動員

町災害対策本部が設置されたときは、本部職員は直ちに第2編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより非常配備につく。

#### (2) 勤務時間外における緊急動員

ア 総務対策部は、防災行政無線同報系、有線テレビを通じて関係職員の非常参集放送をする。

イ 関係職員は、町内に大地震により災害が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し、配備体制につくものとする。

### 5 地震発生時の緊急配備体制

体制	基 準	配 備 基 準	活 動 内 容
情報連絡体制	(1) 町周辺で震度4以上の地震が発生したとき。 (2) 町周辺に津波注意報が発表されたとき。	(1) 総務課職員 (防災担当者) (2) その他必要と認める職員	小規模地震や津波警戒を行うため、関係機関等との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	(1) 町周辺で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) 町周辺に津波警報が発表されたとき。	(1) 総務課長 (2) 総務課職員 (3) その他必要と認める職員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の確立を図る。

災害対策本部体制	第1配備	地震・津波により比較的軽微な災害若しくは、局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	特に關係のある少人数で、情報収集及び連絡活動が円滑に行われる体制を整える。 第2配備又は第3配備に移行できる体制とする。	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	(1) 町周辺で震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 町周辺で震度5強以下の地震若しくは、津波が発生し、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めるとき。	職員の必要人数を待機させ、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。	
	第3配備	(1) 町周辺で震度6強以上の地震が発生したとき。 (2) 町内に津波特別警報（大津波警報）が発表されたとき。 (3) 町周辺で震度6弱以下の地震若しくは、津波が発生し、甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	全職員が待機し、防災業務に従事する。	

## 第2節 情報伝達体制の確立

地震・津波の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関に情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急性の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

## 第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模な地震・津波が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

## 第4節 広域応援体制

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携の下、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努める。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

## 第5節 自衛隊の災害派遣

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請と受入体制を整える。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

## 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

地震・津波災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

## 第7節 ボランティアとの連携等

大規模な地震・津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第1章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

## 第2章 初動期の応急対策

### 第1節 津波警報等、地震・津波に関する情報の収集・伝達

地震・津波発生直後の初動期における応急対策を進める上で、津波警報等、地震・津波に関する情報は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

#### 第1 気象庁による津波警報等、地震・津波に関する情報の発表

##### 1 地震に関する情報の発表

###### (1) 緊急地震速報（警報・予報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。鹿児島地方気象台及び名瀬測候所は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

###### ア 緊急地震速報（地震動警報（一般向け））

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。

###### イ 緊急地震速報（地震動予報（高度利用者向け））

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表されるもの。

###### (2) 地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甑島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報

震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上 (大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合は発表しない。)</li> </ul>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</p> <p>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</p>
震源・震度に関する情報	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上</li> <li>・大津波警報・津波警報・津波注意報発表時</li> <li>・若干の海面変動が予想される場合</li> <li>・緊急地震速報（警報）を発表した場合</li> </ul>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</p>
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度1以上</li> </ul>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</li> </ul>	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱以上</li> </ul>	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上</li> <li>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表</p>

## 2 津波に関する情報の発表

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

### (1) 津波予報区

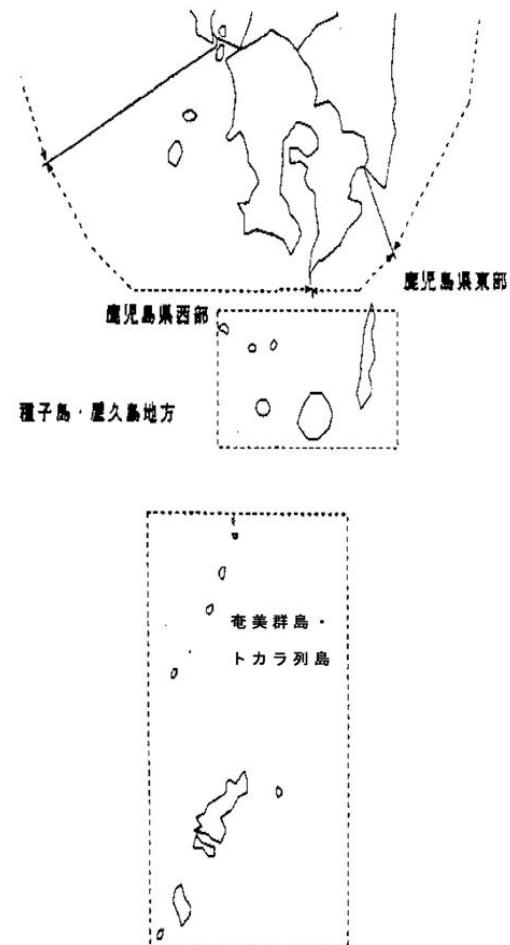
鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。

本町の津波予報区は「奄美群島・トカラ列島」である。

津波予報区	区域	沿岸市町村名
奄美群島・トカラ列島	鹿児島県（奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。）	奄美市、龍郷町、喜界町、大和村、宇検村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、十島村

### (2) 津波警報等の種類等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難
		5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		



津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える場合	1 m < 高さ $\leq$ 3 m	3 m	高い	する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津 波 注意 報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場所であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m $\leq$ 高さ $\leq$ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### (3) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

	情報の種類	内 容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

#### (4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	情報の種類	内 容
	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表

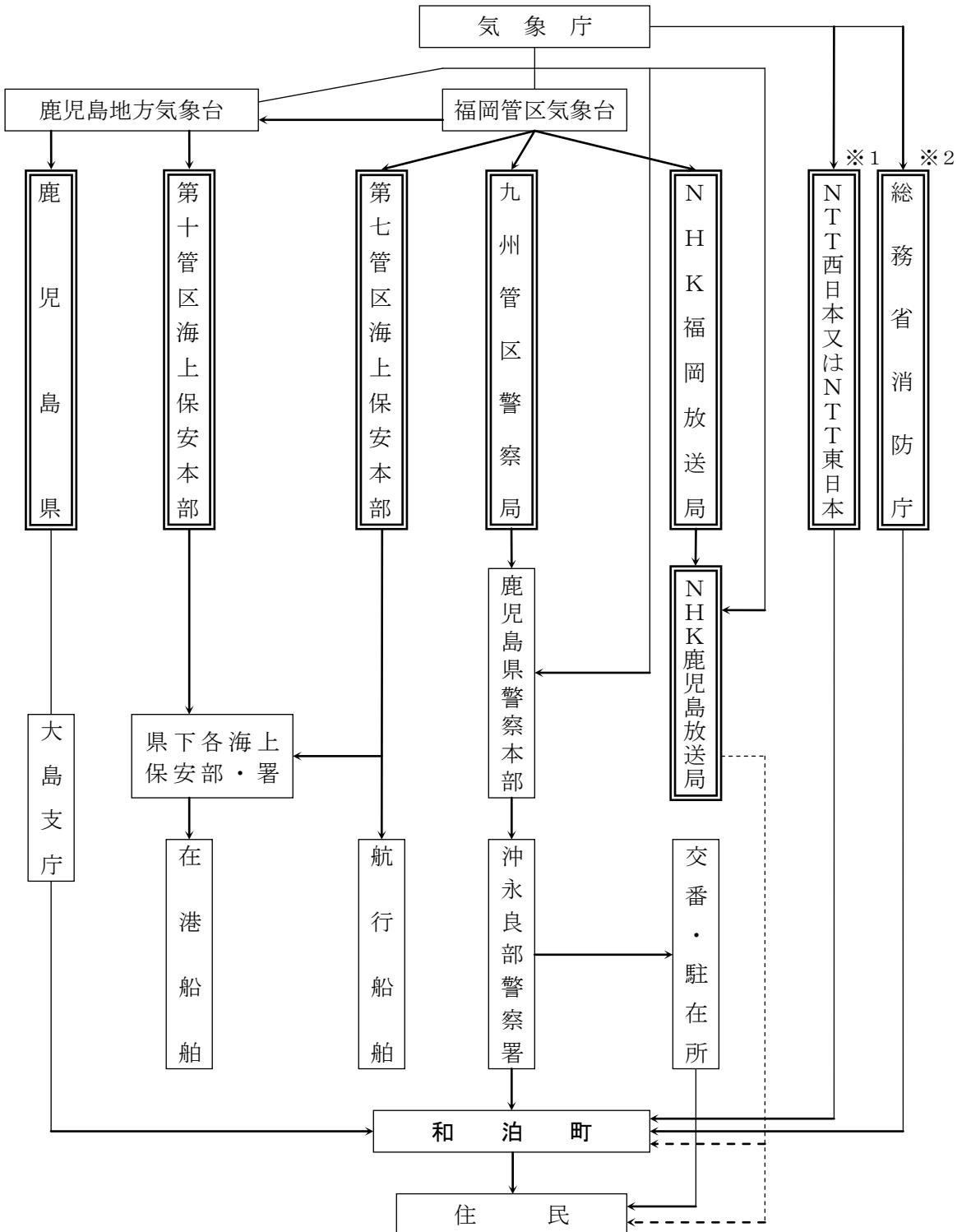
津 波 予 報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波の伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 第2 地震・津波情報等の受信・伝達

### 1 地震・津波情報等の伝達系統

地震・津波情報等の伝達系統は、次のとおりである。

#### (1) 津波警報等の基本的伝達系統



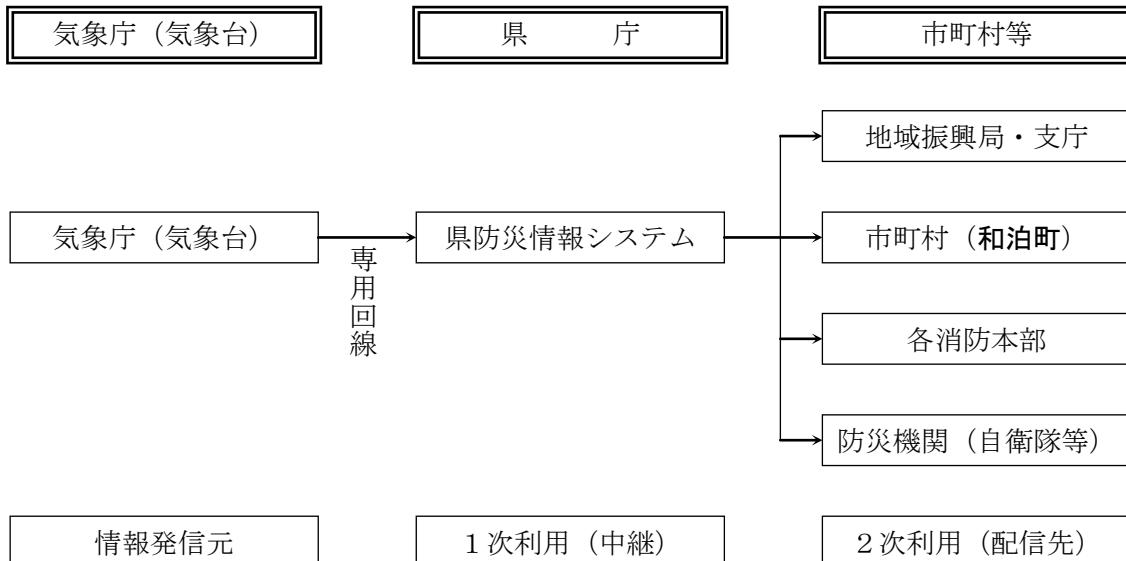
1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

2 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等

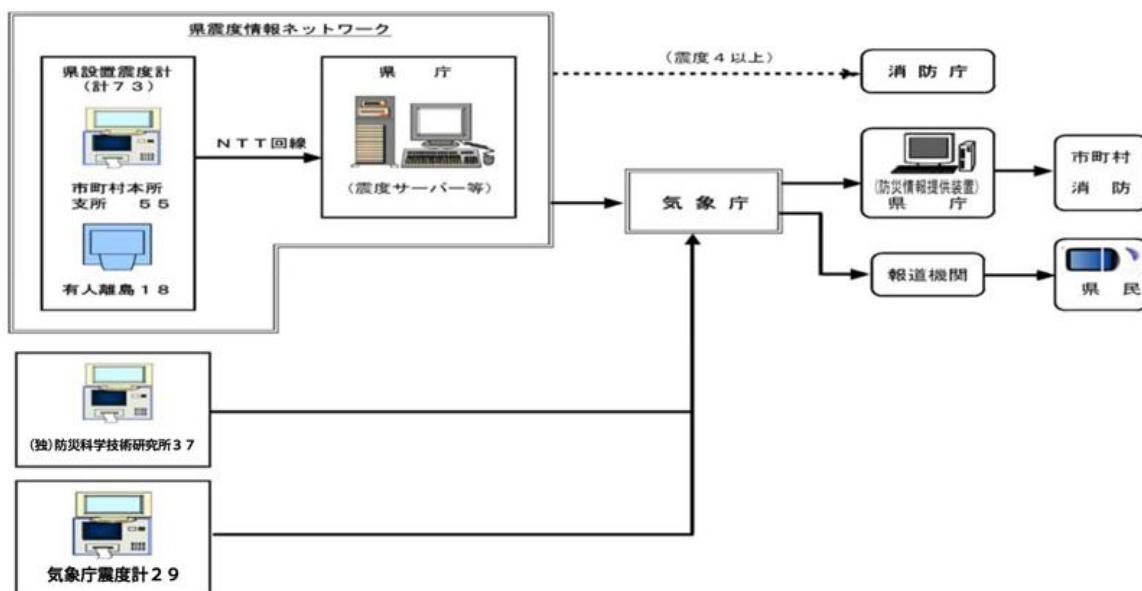
への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。

- 3 ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
- 4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

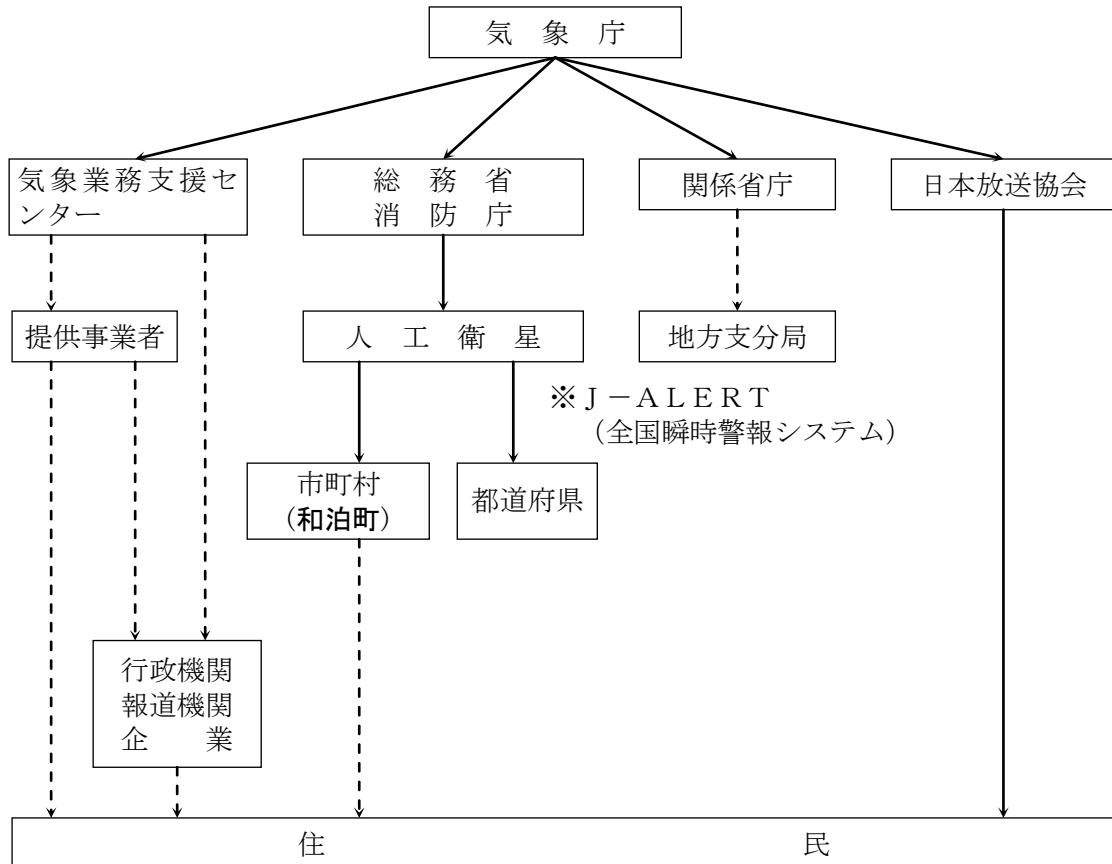
(2) 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統



(3) 震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統



## (4) 緊急地震速報の伝達系統



## 2 地震・津波情報等の受信・伝達

## (1) 県の気象情報自動伝達システムの活用

本システムが以下の地震・津波に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、和泊町及び消防本部にデータ送信するため、これらの情報の内容に留意する。

- ア 地震情報・津波予報等の発表状況
- イ 市町村別の震度分布・震源情報
- ウ 津波の有無、潮位・波高等の情報

## (2) 県の震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、各市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。これらの情報を町の伝達系統を活用して住民及び関係機関へ伝達する。

## 3 津波への警戒、避難の勧告・指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次のように対応する。

## (1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

## (2) 町の対応

町は、防災行政無線等を活用し、また、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を勧告・指示する。

#### 津波に対する警戒呼びかけ、避難の勧告・指示の基準（例示）

	基 準	対 応
津波に対する警戒及び海岸部への避難の勧告	震度3（と思われる。）の地震を感じたとき。又は、津波注意報入手したとき。	直ちに、海岸部に避難を勧告する（海岸避難勧告）。 また、その他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。
津波危険地域に対する避難の勧告・指示	震度4以上（と思われる。）の地震を感じたとき。又は、弱い地震でも長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは津波警報入手したとき。	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう勧告・指示する（避難の勧告・指示）。

#### 4 津波の監視警戒

揺れを感じた場合には、町は、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒する。

特に、震度4以上と思われる地震を感じた場合は、次の対応をとる。

##### (1) 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講ずる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施する。

なお、今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

##### (2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。

## 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

地震・津波等発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命にかかわる情報に重点をおいて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、第2編第2部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

ただし、被害概況の報告に関しては、次の内容に従う。

### 1 町から国・県への報告

町は、震度4以上を把握した場合は県へ被害概況に関する報告をすることになっているが、報告は以下を目標に行う。

(1) 第1報（収集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

ア 勤務時間外（非常時連絡員の登庁直後）

イ 勤務時間内（地震・津波等発生直後）

(2) 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震・津波等発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、町は県・消防庁に対して報告を行う。

この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(3) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震・津波等発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

### 2 災害情報等の報告

町は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

報告系統や災害情報の種類・内容、報告要領等については、第2編第2部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」による。

## 第3節 広 報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する伝達情報手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

### 第1 町による広報

#### 1 広報内容

地震時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

##### (1) 津波危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告

町の広報担当者は、地震を感じたときは事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

##### (2) 地震発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

##### (3) 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、町ホームページ、災害情報配信システム、緊急速報（エリアメール等）等から情報入手するように、など。

エ 安否情報

安否情報については、N T Tの〈災害用伝言ダイヤル「171」〉や特設公衆電話、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

#### オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

広報の方法、関係機関等に対する放送の要請・公表等については、第2編第2部第2章第3節「広報」に準ずる。

## 第4節 消防活動

地震・津波による火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部2章第5節「消防活動」に準ずる。

## 第5節 危険物の保安対策

地震・津波災害時は、住宅地域を中心に危険物災害等が予想されるため、町・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

### 第1 町・県・事業所等による対策

#### 1 町の対策

- (1) 消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。
- (2) 危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等に係る関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。
- (3) 町は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じ

た場合、その適切な広報に努める。

## 2 県の対策

- (1) 県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講ずること及び関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の勧告・指示を行うよう指示する。
- (2) 県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の勧告・指示を広報する。

## 3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び市町村に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講ずる。

## 第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

県は、大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する市町村等の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。また、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

## 第6節 水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第4節「水防・土砂災害等の防止対策」に準ずる。

ただし、地震時の河川等施設被害の拡大防止については次のとおりとする。

### 1 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

### 2 ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

### 3 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

## 第7節 避難の勧告・指示、誘導

地震、津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、町は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、県及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。また、避難施設の耐震化には特に配意する。

具体的な避難活動については、第2編第2部第2章第6節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

なお、津波について町は、防災行政無線や、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜から避難を勧告・指示する。

## 第8節 救助・救急

地震・津波災害時には、建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第7節「救助・救急」に準ずる。

## 第9節 交通の確保・規制

地震・津波災害発生時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

交通規制の実施、緊急通行車両の確認等については、第2編第2部第2章第8節「交通の確保・規制」に準ずる。

なお、発見者等の通報と運転者のとるべき措置については、以下による。

### 1 発見者等の通報

地震・津波災害発生時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町又は警察署に通報する。通報を受けた警察署は、その旨を町に通報、町はその路線を管理する道路管理者又は沖永良部警察署に通報する。

### 2 大規模な地震・津波発生時における運転者のとるべき措置

(1) 大規模な地震・津波が発生したときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動する。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により地震・津波情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

## 第10節 緊急輸送

地震・津波災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第9節「緊急輸送」に準ずる。

## 第11節 緊急医療

地震・津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「D M A T」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第10節「緊急医療」に準ずる。

## 第12節 要配慮者への緊急支援

地震・津波災害時には、高齢者や乳幼児、障害者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な対策については、第2編第2部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

## 第3章 事態安定期の応急対策

### 第1節 避難所の運営

地震・津波災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊・焼失及び浸水・流失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容とともに、適切な管理運営を実施する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第1節「避難所の運営」に準ずる。

### 第2節 食料の供給

地震・津波災害時には、住居の倒壊・焼失・流失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第2節「食料の供給」に準ずる。

### 第3節 応急給水

地震・津波災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急性度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第3節「応急給水」に準ずる。

## 第4節 生活必需品の給与

地震・津波災害時には、住居の倒壊・焼失・流失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第4節「生活必需品の給与」に準ずる。

## 第5節 医療

地震・津波災害時の初期の医療活動については、第2編第2部第2章第10節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第5節「医療」に準ずる。

## 第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第6節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」に準ずる。

## 第7節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第7節「動物保護対策」に準ずる。

## 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

地震・津波災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災・津波水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障を来し、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第8節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

## 第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

地震・津波災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第9節「行方不明者の搜索、遺体の処理等」に準ずる。

## 第10節 住宅の供給確保

地震・津波災害時には、住宅の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第10節「住宅の供給確保」に準ずる。

## 第11節 文教対策

地震・津波災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第11節「文教対策」に準ずる。

## 第12節 義援金・義援物資等の取扱い

地震・津波災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な対策については、第2編第2部第3章第12節「義援金・義援物資等の取扱い」に準ずる。

## 第13節 農林水産業災害の応急対策

地震災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

### 第1 農産物対策

#### 1 事後措置の指導

町は、地震災害に伴う水害等による農産物の被害の拡大を防止するために、作物ごとに事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたる。

#### 2 病害虫防除対策

地震災害に伴う水害時における病害虫の対策は、次のとおりとする。

##### (1) 指導の徹底

病害虫防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携の下に的確な状況の防除指導の徹底を期する。

##### (2) 農薬の確保

病害虫の異常発生に備えて、JAあまみ及び町内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡をとり早急に確保する。

##### (3) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については、大型防除機具等を中心に共同集団防除をする。

### 第2 林水産物等対策

#### 1 応急措置、事後措置の指導

町は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して実施の指導にあたる。

#### 2 対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象災害については、次のとおりである。

##### (1) 林産物等

林業用苗木、苗畑、造林地、各種林産物及び林産施設の被害は、県及び関係機関との連携の下、その状況に応じた技術対策を樹立し、地方事務所とともに指導の徹底を図り、早急な復旧に努める。

##### (2) 水産物等

県及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

ア 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

イ 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

### 第3 家畜管理対策

町は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

## 第4章 社会基盤の応急対策

### 第1節 電力施設の応急対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化、津波水害等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第1節「電力施設の応急対策」に準ずる。

### 第2節 ガス施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化等により多数の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は（一社）鹿児島県LPGガス協会等の応急計画に協力し、早急にガスの供給を図るとともに、ガス災害から住民を守る。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第2節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

### 第3節 水道施設の応急対策

地震・津波災害時には、地震動、液状化等により水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第3節「水道施設の応急対策」に準ずる。

## 第4節 電気通信施設の応急対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、町は西日本電信電話株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第4節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

## 第5節 道路・河川等公共施設の応急対策

地震・津波災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第2部第4章第5節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

---

## **第3部 災害復旧・復興**

---



## 第3部 災害復旧・復興の構成

第1章 公共土木施設等の災害復旧	
被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。	第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第2節 激甚災害の指定
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	
被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。	第1節 被災者の生活確保 第2節 被災者への融資措置



## 第1章 公共土木施設等の災害復旧

### 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第4部第1章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

### 第2節 激甚災害の指定

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

具体的な対策については、第2編第4部第1章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

## 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

### 第1節 被災者の生活確保

被災者の一刻も早い生活確保のために行う、生活相談及び各種生活支援金等の支給についての具体的な対策については、第2編第4部第2章第1節「被災者の生活確保」に準ずる。

### 第2節 被災者への融資措置

被災者の経済的な再起を図るための各種融資措置についての具体的な対策については、第2編第4部第2章第2節「被災者への融資措置」に準ずる。

---

## **第4部 南海トラフ地震 防災対策推進計画**

---



## 第1節 総 則

### 第1 本章の目的及び県内の地震防災対策推進地域

本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、その防災対策に万全を期することを目的とする。

### 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震・津波防災に關し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、第1編第2節「防災上重要な機関の業務の大綱」に準ずるものとする。

## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震・津波発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 町は、県に対して、居住者、滞在者その他の者及び公私の団体に対する応急救護及び地震・津波発生後の被災者救護のために必要なときは、物資等の供給要請をすることができる。

#### 2 人員の配備

町は、人員の配備状況を県に報告する。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 第2 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定は、第2編第2部第1章第4節「広域応援体制」及び資料10-1～10-4のとおりである。
- (2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。
- (3) 自衛隊への災害派遣要請については、第2編第2部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。

## 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保 及び迅速な救助に関する事項

### 第1 津波からの防護

河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

#### 1 堤防、水門等の点検・計画的な整備

河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、堤防、防潮堤、水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備に努めるものとする。

#### 2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

#### 3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

#### 4 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリポート臨時発着場の整備方針

町は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

県は、必要に応じ、その設置基準等について助言を行うものとする。

### 第2 災害対策本部の設置等

#### 1 災害対策本部等の設置

町は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに和泊町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

#### 2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、和泊町災害対策本部条例（資料1－3参照）及び本編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」に定めるところによる。

#### 3 災害応急対策要員の参集

(1) 職員の配備体制等については、本編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」によるものとし、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、的確に対処できるように万全を期すものとする。

- (2) 職員は、地震・津波発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

### 第3 地震発生時の応急対策等

#### 1 情報の収集・伝達

町は、地震・津波発生時において、地震・津波情報及び被害状況を迅速、確実に収集し、住民及び関係機関に伝達しなければならない。情報の収集にあたっては、特に住民の生命にかかわるものに重点を置くものとする。

- (1) 情報の収集・伝達活動については、第2編第2部第1章第2節「情報伝達体制の確立」により実施する。また、住民への避難勧告・指示の実施等については、第2編第2部第2章第6節「避難の勧告・指示、誘導」によるものとする。
- (2) 地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、その時点で最も有効な経路・手段により行うものとする。
- (3) 職員の動員については、第2編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」による。

#### 2 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難場所等に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物等の被災状況等の把握に努めるものとする。

#### 3 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

#### 4 救助・救急・消火・医療活動

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、町・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織や自主防災組織等の協力も得ながら、消防・医療活動を行うものとする。

具体的な消防活動については、第2編第2部第2章第5節「消防活動」、第10節「緊急医療」に準ずる。

#### 5 輸送活動

地震・津波発生時の緊急輸送活動は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行うものとする。

緊急輸送活動対策については、第2編第2部第2章第9節「緊急輸送」に準ずる。

## 第4節 防災訓練計画

県、町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

### 第1 防災訓練の実施

- (1) 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (2) 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

### 第2 訓練における留意点

- (1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させよう工夫すること。
- (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

## 第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 第1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 第2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急処置の内容や

### 実施方法

#### (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

### 第3 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

